

「金属くず商許可証」を受け取ったら… 「金属くず行商」の届出をしたら…

重要
POLICE



静岡県警察本部
生活安全部
生活保安課

～ 金属くず商や金属くず行商がやらなくてはいけないこと ～

(静岡県金属くず営業条例・同施行規則 抜粋)

1 金属くず営業条例とは？ (第1条)

金属類に関する犯罪を防止し、公共の秩序を維持することを目的とする。



2 遵守事項 (主なもの)

《 金属くず商 》

① 許可 (第3条) 営業 (第5条)

営業所ごとに許可を受けなければならない。

※ 許可申請 手数料18,900円

許可を受けていない者は、金属くずの売買や交換、委託を受けての売買や交換してはならない。

② 許可証 (第6条) 名義貸しの禁止 (第9条)

許可証を他人に貸し出したり、譲ってはいけない。

紛失等した場合は、速やかに届出て、再交付を受けなければならない。 ※ 再交付 手数料1,200円

③ 許可証の携帯 (第6条の2)

行商をするときは許可証を携帯しなければならない。

従業員に行商をさせる場合は、別記様式第2号「金属くず商従事者証」を携帯させなければならない
警察官や取引の相手方から求められたら提示しなければならない。

④ 許可証の返納 (第7条)

次の場合は、該当する日から **10日以内** に返納しなければならない。

- ・ 廃業 ・ 許可の取消し ・ 再交付を受けた後、亡失等した許可証を発見
- ・ 金属くず商の死亡 ・ 許可を受けた法人の解散

⑤ 変更の届出 (第6条の3)

< 届出を要する変更事項 >

- A 氏名・名称、住所
- B 営業所の名称、所在地
- C 管理者の氏名、住所
- D 法人代表者や役員の氏名、住所

変更の日から **14日以内**
登記にかかる内容は **20日以内**

許可証の書換が必要である場合 ⇒ 手数料1,300円



⑦ 休業の届出 (第8条)

3か月以上休業するときは、休業しようとする日の **5日前まで** に届出しなければならない。

⑧ 許可の表示 (第10条)

営業所の見やすい場所に掲示しなければならない

標識の規格(別記様式第3号)



材質: 金属又は同程度の硬度

灰色地 白文字



⑨ 相手方の真偽確認（第11条第1項）

金属くずの売買をするときは、相手から身分証明書の提示を受け、住所・氏名・職業・年齢を確認しなければならない。



⑩ 不正品の申告（第15条第2項）

取り引きした古物に不正品の疑いがある場合は、直ちに警察官に申告しなければならない。

⑪ 帳簿への記載義務（第12条）

取り引きの都度、帳簿へ記載又はパソコンなどに記録しなければならない。

・取引年月日 ・金属屑の品目、数量、特徴 ・相手方の住所、氏名 ・確認の方法

最終の記載から3年間、営業所に備付け保存しなければならない。

記録を棄損・亡失・滅失したときは、管轄警察署に届け出なければならない。

⑫ 品触れ（第19条）

盗品等の品触れを受けたら、受領日を記載し、3か月保管しなければならない。

その金属くずを所持していたり、受け取った場合は、直ちに警察官に届け出なければならない。

《 金属くず行商 》

① 届出（第18条）

金属くず行商になろうとする者は届出なければならない。

金属くず行商でない者は、行商行為をしてはならない。

② 行商の証（第19条）

行商の証を他人に貸し出したり、譲ってはいけない。

紛失等した場合は、速やかに届出て、再交付を受けなければならない。

③ 行商の証の携帯（第20条）

行商をするときは行商の証を携帯しなければならない。

従業員に行商をさせる場合は、別記様式第5号「金属くず行商従事者証」を携帯させる。

警察官や取引の相手方から求められたら提示しなければならない。

④ 許可証の返納（第21条）

次の場合は、該当する日から **10日以内** に返納しなければならない。

- ・廃業 ・再交付を受けた後、亡失等した許可証を発見 ・金属くず商の死亡
- ・許可を受けた法人の解散

⑤ 変更の届出（第20条の2）



< 届出を要する変更事項 >

- A 氏名・名称、住所
- B 行商行為をする主たる地域
- C 取引先が特定である場合、相手がたの氏名・名称、住所
- D 法人代表者や役員の氏名、住所

変更の日から14日以内
登記にかかる内容は20日以内

④ 申告（第22条）

金属くずを買い受け・交換・売却・交換の委託を受けようとする場合、不正品の疑いがある場合、直ちに警察官に申告しなければならない。

